

秋田県総合保健センターの指定管理者の募集について

秋田県総合保健センターの指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称 秋田県総合保健センター（以下、「総合保健センター」という。）

(2) 所在地 秋田市千秋久保田町6番6号

(3) 設置目的

疾病予防のための人間ドックを実施する「健診部門」、保健衛生指導者、地域リーダーの研修と健康づくりに係る資料の整備提供を担う「教育研修部門」、及び人間ドック方式による病歴等の処理、がん登録、健診データの処理を行う「情報管理部門」の業務を行い、県民一人ひとりの生涯にわたる健康の保持・増進を図る。

(4) 規模等

- ① 構造 鉄筋コンクリート造
- ② 階数 地下1階、地上5階建
- ③ 敷地面積 7,282.54㎡
- ④ 延床面積 9,439.79㎡
- ⑤ 各階概要（現況）

階層	室名	用途・概要等
地下 1階	機械室	電気・機械設備
	中央監視盤室	館内設備の一元管理
	倉庫	各種倉庫
1階	事務室	指定管理者がセンターの運営のために使用
	資料室	健康診査（人間ドック）のために使用
	健診ホール	
	診察室	
	各種検査・計測室	
	操作室	
	更衣室	
軽食喫茶室	施設利用者の休憩場所として使用	
2階	展示ホール	施設利用者が研修、会議等の会場として使用
	大会議室	
	第1・2研修室	
	役員室	指定管理者がセンターの運営のために使用
	事務室	
	電子計算機室	

（次頁へ続く）

階層	室名	用途・概要等
3階	事務室	公益財団法人秋田県総合保健事業団 施設利用者が研修、会議等の会場として使用
	小会議室	
	第3研修室	
	栄養実習室	
	事務室	一般社団法人秋田県薬剤師会
	薬学研修室	
4階	事務室	一般社団法人秋田県医師会 一般社団法人秋田県病院協会 独立行政法人労働者健康安全機構秋田産業保健総合支援センター
	会議室	
	資料室	
5階	事務室	公益社団法人秋田県看護協会
	第1研修室	
	会議室	
	図書室	
	事務室	公益財団法人あきた移植医療協会
P階	機械室	機械設備

⑥ 開設日 昭和61年6月30日

(5) 指定管理料の実績（過去3年間）

令和4年度 77,163千円

令和5年度 77,205千円

令和6年度 77,163千円

(6) 人間ドック受診者数、会議室等利用件数及び利用料金の実績（過去3年間）

令和4年度 6,125人、773件、321,392千円

令和5年度 6,462人、711件、329,976千円

令和6年度 6,726人、744件、339,595千円

2 指定管理者に行わせる管理の業務

（※詳細は、秋田県総合保健センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。）

(1) 施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 健康診査（人間ドック）に関する業務

(4) 保健医療情報の管理に関する業務

(5) 保健医療に関する知識及び技術の普及啓発に関する業務

(6) その他総合保健センターの管理に関し知事が必要と認める業務

※1 (2)の業務には、秋田県健康環境センターと一体で分離できない設備に関する業務を含みます。

※2 県民の健康増進に関する業務については、公共施設としての機能を損なわず、県

民の信頼を保つことを前提に、自主事業として展開することができます。

※3 業務を一括して第三者に再委託することはできません。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた業務は再委託することができます。

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（予定）

4 施設の目標

県内の健診需要に対応し、生活習慣病の早期発見・治療に寄与する。

5 申請をする団体に必要な資格等

（1）申請をする団体に必要な資格

①県内に事務所を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事業所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。

※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うこととなります。

②健康診査（人間ドック）等の保健業務に関する実績を有していること。

（2）申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

①地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

③秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

⑤秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

- ⑥役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

- ①指定の期間に係る年度ごとの総合保健センターの事業計画書（別紙様式2）
- ②定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ④申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑤組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑥役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑦指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑧類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑨秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- ⑩誓約書（別紙様式3）
- ⑪その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県健康福祉部健康づくり推進課 調整・健康寿命延伸チーム
（電話018-860-1426）

持参又は郵送により提出してください。

(3) 提出期限

令和7年9月18日（木）午後5時15分まで（郵送の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出部数等

正本1部、副本5部を提出してください。

(5) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和7年7月18日（金）から令和7年9月11日（木）まで
- ②受付方法 質問票（別紙様式4）に記入の上、提出してください。
なお、FAX又は電子メールでの提出も受け付けます。
- ③回答方法 7月25日（金）午後5時までに受付した質問については、説明会実

施時に口頭で回答します。以降に受付した質問については、ホームページにて随時回答します。

(6) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

7 選定の方法、基準及び時期

(1) 健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる①から⑤までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。（括弧内は配点）

総合保健センターの指定管理者候補者選定の審査基準

- ① 県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）
 - ア 利用者の平等な利用が確保されていること。
- ② 施設の設置目的の効果的な達成（35点）
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理運営がなされること。
 - イ 県民の健康増進に関し、新たな又は魅力的な提案（自主事業の実施を含む。）が盛り込まれていること。また、その実現性があること。
 - ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれていること。
 - エ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであること。
 - オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。
- ③ 効率的な管理（10点）
 - ア 収支計画は適正なものであること。また、その実現性があること。
 - イ 経費縮減に向けた取組がなされるものであること。また、その実現性があること。
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力（35点）
 - ア 団体の経営状況が安全かつ健全なものであること。
 - イ 団体の実績が良好であること。
 - ウ 人員配置計画及び職員採用計画が妥当なものであること。
 - （ア）法令等に基づく資格を有した必要な人材を適正に配置する体制となっていること。
 - （イ）障害者、高齢者等の雇用促進に配慮した計画になっていること。
 - エ 保健業務等に関し、職員の資質向上に積極的に取り組む意欲があること。
 - オ 安全管理が適切であること。
 - カ 個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられるものであること。

- ⑤ その他総合保健センターの設置目的又は性質に応じて定める基準（10点）
 - ア 健康診査（人間ドック）等の保健業務に関する良好な実績を有していること。
- ⑥ 県の重要施策推進に係る項目（10点）
 - ア 女性活躍支援に取り組んでいること
 - イ 賃金水準の向上に取り組んでいること

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和7年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表します。

8 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との主な責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	<例示> ・施設賠償責任保険。 ・第三者賠償保険。	火災保険。
(8) 不可抗力 ※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。 なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）。	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる）。

9 募集要項の交付

6(2)に掲げる場所で、令和7年7月18日(金)から令和7年9月18日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間交付します。

なお、郵送で交付を求める場合は、180円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号の大きさで、送付先を記載したもの)を同封してください(令和7年9月11日(木)必着)。

10 説明会

(1) 日時

令和7年8月4日(月)午前10時

(2) 場所

秋田市千秋久保田町6番6号 総合保健センター

(3) その他

説明会への参加を希望する者は、令和7年7月28日(月)までに11(10)の問い合わせ先に連絡してください。

11 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

(3) 総合保健センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。

(4) 指定期間の予算総額は、407,167千円(債務負担行為の設定限度額)を限度とします。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。

(6) 総合保健センターの利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。

(7) 総合保健センターの指定管理者は、事業主体として事業所税の課税対象となります。

(8) 指定管理者は、総合保健センター施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができます。

(9) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求(指定管理料の減額)、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(10) 問合せ先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 調整・健康寿命延伸チーム

(電話018-860-1426、ファクシミリ018-860-3825、
メールアドレスkenkou@pref.akita.lg.jp)

12 添付資料・様式

- (1) 秋田県総合保健センター指定管理者指定申請書 (別紙様式1)
- (2) 秋田県総合保健センター事業計画書 (別紙様式2)
- (3) 誓約書 (別紙様式3)
- (4) 質問票 (別紙様式4)
- (5) 秋田県総合保健センター施設概要書 (別紙①)
- (6) 秋田県総合保健センター施設管理業務仕様書 (別紙②)